

平成 21 年度 新丸山ダム猛禽類調査業務 特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、国土交通省新丸山ダム工事事務所が実施する「平成 21 年度 新丸山ダム環境調査検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は「設計業務等共通仕様書 平成 21 年 4 月 中部地方整備局」（以下「共仕」と言う。「<http://www.cbr.mlit.go.jp>」）とする。

第 2 条 業務目的

本業務は、新丸山ダム建設事業を推進するにあたり、事業計画地域における希少猛禽類の生息・繁殖状況のモニタリング、動植物・生態系に関する補足調査計画の検討を行なうことを目的とする。

第 3 条 業務内容

1. 計画準備

現地調査の要点や手法及び調査時期、過年度の調査結果等について確認し、業務計画書を作成する。

2. 猛禽類調査

新丸山ダム周辺のクマタカのつがい及びその他の希少猛禽類を対象に生息状況の把握及び繁殖状況のモニタリング調査を行う。

調査は定点調査を基本とし、1 月～3 月に連続 3 日間で実施する。

調査方法は、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法 改訂版（2009）（財）ダム水源地環境整備センター」に準拠するものとする。

現地調査工数一覧

項 目		地点数	日数	回数	主な調査対象範囲
2 月調査	繁殖状況の把握	3 地点	3 日	1 回	旅足川
3 月調査	繁殖状況の把握	3 地点	3 日	1 回	旅足川

3. 委員会運営及び資料作成

新丸山ダム環境調査検討委員会（以下、「委員会」）に使用する説明資料及び PowerPoint データについて、本業務成果及び既成果より猛禽類調査及び動植物の補足調査計画に関する資料をとりまとめて作成する。

なお、資料とりまとめにあたり、委員会等の学識経験者の助言を得ること。

委員会の運営（会場準備（借上げ含む）、日程調整、資料作成、司会、速記、議事録整理、委員への謝金及び旅費交通費等）を行うものとする。

・新丸山ダム環境調査検討委員会実施日：平成 22 年 2 月中（予定）

4. 報告書作成

上記の調査・検討結果等を報告書にとりまとめる。

第4条 資料の貸与

共仕第 1112 条に示す委託者の貸与する資料は下記のとおり及び、調査職員が必要と認めたものとする。

1)平成13年度	新丸山ダム周辺環境調査業務委託	報告書
2)平成14年度	新丸山ダム環境調査業務委託	報告書
3)平成15年度	新丸山ダム環境調査業務委託	報告書
4)平成16年度	新丸山ダム環境調査業務委託	報告書
5)平成16年度	新丸山ダム環境影響検討業務	報告書
6)平成17年度	新丸山ダム猛禽類調査業務	報告書
7)平成17年度	新丸山ダム環境影響検討業務	報告書
8)平成18年度	新丸山ダム猛禽類調査業務	報告書
9)平成18年度	新丸山ダム環境影響検討業務	報告書
10)平成19年度	新丸山ダム猛禽類調査業務	報告書
11)平成20年度	新丸山ダム猛禽類調査業務	報告書

第5条 打合せ

共通仕様書第 1110 条の 2 の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は新丸山ダム工事事務所とし、打合せ回数は 4 回を予定している。

なお、本業務を予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間時（2 回を想定）
- 3) 成果品納入時

第6条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領(案) [平成 20 年 5 月]」(http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm) [以下、「要領」という]に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取扱については、調査職員と協議するものとする。

また、下記の項目について、業務着手前に調査職員と協議すること。

- ①電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ②業務中の書類の取り扱い
- ③検査時の対応

第7条 成果品の提出

成果品は、「要領」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「要領」で記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

尚、公印が必要な品質証明書等の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果品の提出先は、新丸山ダム工事事務所 調査・品質確保課とする。

成果品の部数については、以下のとおりとする。

第 8 条 写真の提出

写真は、「デジタル写真管理情報基準(案) 平成 20 年 5 月
(http://www.nilim-ed.jp/in dex_dl.htm)」に基づき提出するものとする。

第 9 条 T E C R I S 完了登録済みデータに対する訂正及び削除

共仕第 1109 条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正又は削除を行おうする場合において、新丸山ダム工事事務所の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを事務所に提出しなければならない。

第 1 0 条 管理技術者の手持ち業務量の制限

(1) 本業務に配置する業務管理者は、本業務の入札公告(公示)日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 1 0 件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告(公示)日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 5 0 0 万円以上の業務をいう。

(2) 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が(1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 7 5 点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

第 1 1 条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

- ① 受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して 90 日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ② 受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第 1 2 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共仕第 1127 条第 1 項に示すほか、下記にあげるものとする。

- ① 現地調査(現地総括者)

- ②調査結果のとりまとめ
- 2. 共仕第 1127 条第 4 項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。
 - ①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
 - ②再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲
- 3. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、「共仕」第 1127 条第 2 項に規定する部分の他、以下に示すものとする。
 - ①計算処理（単純な電算処理に限る）
 - ②データ入力

第 1 3 条 行政情報流出防止対策の強化

- 1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2. 受注者は、別紙「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1 4 条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。